

## 出席停止について

学校保健安全法等で定められた学校感染症にかかった場合、医師より登校許可がおけるまで出席停止になります。医師より診断を受けた場合は担任へ連絡し、所定の書類をご提出ください。

| 学校感染症と出席停止のめやす |   |   |
|----------------|---|---|
| 分類             | 学校感染症   | 出席停止期間  |
| 第1種            | エボラ出血熱、<br>クリミア・コンゴ出血熱、<br>痘そう、南米出血熱、ペスト、<br>マールブルグ病、ラッサ熱、<br>急性灰白髄炎、ジフテリア、<br>重症急性呼吸器症候群（SARS）、<br>中東呼吸器症候群（MARS）、<br>特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで  |
| 第2種            | インフルエンザ<br>（特定鳥インフルエンザを除く）  | 発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後<br>2日を経過するまで              |
|                | 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した<br>後1日を経過するまで           |
|                | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な<br>抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|                | 麻疹（はしか）   | 解熱した後3日を経過するまで                                  |
|                | 流行性耳下腺炎   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後<br>5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|                | 風しん   | 発しんが消失するまで                                      |
|                | 水痘（みずぼうそう）  | すべての発疹がかさぶたになるまで                                |
|                | 咽頭結膜熱   | 主要症状が消失した後2日を経過するまで                             |
|                | 結核  | 病状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで           |
| 第3種            | 髄膜炎菌性髄膜炎  | 症状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで           |
|                | コレラ、細菌性赤痢、<br>腸管出血性大腸菌感染症、<br>腸チフス、パラチフス、<br>流行性角結膜炎、<br>急性出血性結膜炎、<br>その他の感染症   | 症状により学校医その他の医師において感染の<br>おそれがないと認めるまで           |

令和6年10月現在

### <出席停止の手続きについて>

登校再開後、担任等より出席停止連絡票をお渡しします。こちらの提出をもって出席停止が認められますので、速やかにご提出をお願いいたします。※本校HPからも様式を印刷できます。

- 出席停止7日以内の場合・・・出席停止連絡票（保護者記入用）  
（土日祝を含む）
- 出席停止8日以上の場合・・・出席停止連絡票（医療機関記入用）  
（土日祝を含む） ※医療機関が発出した証明書等でも可とします。